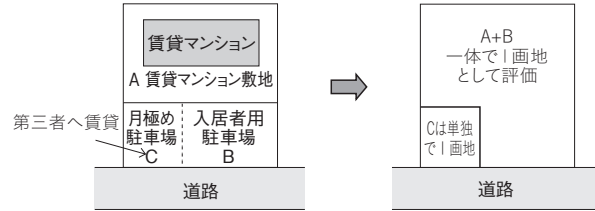


<正誤表>

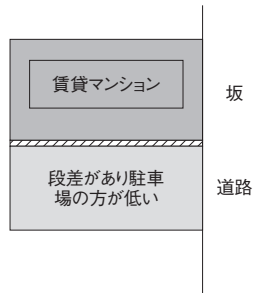
改訂増補版『相続税・贈与税 土地評価実務テキスト』（平成29年4月5日発行）中、下記の誤りがありました。お詫びの上、訂正させていただきます。  
 (H29.4.7 税務研究会出版局)

【該当箇所】 287頁「○評価単位を A と B で分ける場合」は **ケース5** の解説であり、正しくは286頁の **ケース6** の前に入ります。訂正後の286、287頁は下記の通りです。



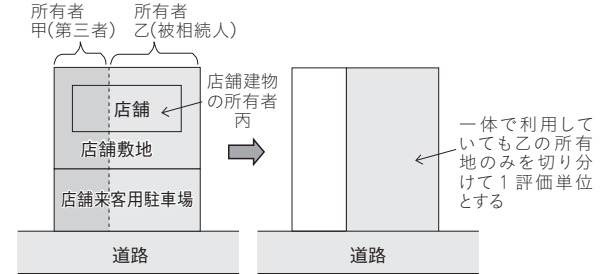
○評価単位を A と B で分ける場合

- ・下図のように物理的に、建物敷地と駐車場が段差によって分断されている場合は、宅地（建物敷地）と雑種地（入居者専用の駐車場）に分けます。



**ケース6** 店舗建物の敷地と来客用駐車場の土地の一部が評価対象である場合

ケース3と利用状況は同じですが、土地が2筆あり、その所有者が第三者（甲）と被相続人（乙）とで分かれている場合です。評価対象地はあくまでも乙の筆ですから、この場合は乙の土地のみを1評価単位として、店舗敷地として評価します（なお、店舗の所有者である丙の借地権が評価対象となる場合は全体地が1評価単位）。



**ケース7** 店舗建物の敷地と来客用駐車場の土地が第三者と共有である場合

ケース3及びケース6と利用状況は同じですが、筆は1筆、所有者が第三者（甲）と被相続人（乙）共有の場合です。この場合、共有持分に応じた土地利用権は全体地に及んでいるので、全体地を店舗敷地として評価します（広大地を検討するのであれば全体地で検討します）。

